



KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056

鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099 - 252 - 7070

Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821

鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F

Tel 099 - 223 - 3465

Fax 099 - 223 - 4348



第246号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

列島漂流

新年度が始まった1日、多くの企業で入社式が新型コロナウイルス感染防止への徹底した対策の下で実施されました。企業の将来を担う新戦力を温かく迎えようと、苦心に満ちたものでした。コロナは経済にリーマンショック級の深刻な打撃を与えていて、企業のトップは戦後最大のピンチの時に入社する新入社員に向けて「この苦難を総力で乗り切り、地域の未来を創っていく気概と情熱をもって、挑戦する人材に」と期待を込めていました。

コロナのパンデミック（世界的流行）で、世の中は“一寸先は闇”で、いつ何が起こるかわからないという、ごく当然の当たり前のことを知らされました。4月9日現在、日本での感染者は6255人で死亡が119人、世界での感染者は148万人突破、死亡は8万人超と、メディアはくりかえし報告し、早期終息の見通しが立たず長期戦の様相を呈しています。

コロナの感染拡大で史上初の延期になり漂流する東京五輪について、来年7月23日に開幕し8月8日に閉幕する新たな大会日程が、30日決まりました。パラリンピックも従来の計画と同時期の8月24日から9月5日の開催となりました。コロナの終息が見えない中での見切り発車で、今後は五輪史上初の山積する課題と1年かけて、向き合うことになりました。

開催日は、日本側が当初から想定していた夏に落ち着きました。東京五輪は史上最多の33競技339種目で、出場選手は1万人以上、100を超える練習会場、大会関係者のホテル4万室以上というほどに大がかりで事業関係者らとの交渉を急がなければなりません。延期について、今夏の大会に備えていた選手、聖火走者、ボランティアから様々な声が上がりました。選手達は「よりパワーアップしていただく」と気持ちを引き締め直していました。約1万人の聖火走者や約8万人の大会ボランティアも現状維持される方向性が見えてきたのですが、キャンセルも見込まれるだけに円滑な運営に膨大な作業が待っています。

安倍首相は、7日コロナ感染症の急速な拡大を受け特別措置法に基づく、緊急事態宣言を東京、埼玉、千葉、神奈

目次

ごあいさつ “列島漂流”	…1P
税務カレンダー	…2P
2020年4月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“令和2年3月期決算の留意事項”	…4・5P
新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等	…6・7P
随想 “『やさしく・つよく・かしこく』	
上川路 美恵野”	…8P

川、大阪、兵庫、福岡の7都府県に発令しました。オーバーシュート（爆発的な患者急増）で、医療現場が機能不全に陥る事態を回避する狙いがあります。「可能な限りの外出の自粛に協力を」と呼びかけました。特に若年層の感染者が増加しており、甘い考えを捨て真摯に受け止めて欲しいものです。

『変なおじさん』『バカ殿様』などの、独特のキャラクターで親しまれて、お笑い界のトップを走り続けた志村けんさんが70歳で亡くなりました。コロナ感染による早すぎる突然の死は、改めてコロナの恐ろしさを印象付け、衝撃が広がっています。日本スポーツ界でプロ野球阪神の藤浪晋太郎選手、サッカーJリーグで酒井高德選手など、次々とスポーツ選手の感染が発覚していて、若さや身体の頑健さもコロナを拒絶はできないということです。

大相撲春場所は、コロナ感染拡大防止のため無観客での開催になりました。無観客での異様な開催は史上初で、44回目の優勝を果たした白鵬も「大きな財産、経験になった」と語りました。将来の横綱と期待の大器朝乃山の大関昇進の場所として記録されました。

鹿児島城西高校が春夏を通じて甲子園への初切符を手に胸躍らせた選抜高校野球2020は、無観客試合も検討の結果、無念の中止となりました。『夏に必ず出場』と捲土重来の決意を新たにしていました。（令和2年4月吉日）

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2020年4月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10 	11
12	13	14	15 	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29  昭和の日	30 		

〈2月決算会社申告書提出〉

4月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日まで

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出提出期限

4月1日から、20日又は最初の
固定資産税の納付期限のいずれか
遅い日以後の日までの期間

- ・固定資産課税台帳の縦覧期間

4月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付

4月30日まで

- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 5月決算法人 第3四半期分
 - 8月決算法人 第2四半期分
 - 11月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）
- ・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割りの申告



3月決算の事務作業

□ 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出

□ 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

新年度の給与関係事務

□ 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

同一労働・同一賃金に関する取組み

□ 同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等を規定した「パートタイム・有期雇用労働法」が4月1日より改正、施行されておりますので、対応がお済みでない事業所は、法改正への対応の取組みを進めましょう(中小企業は、2021年4月1日より適用)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による申告所得税等の 申告期限・納付期限・振替納付日の延長について

◆ 申告期限・納付期限・振替納付日 ◆

	申告期限 (延長前)	申告期限 (延長後)	振替納付日 (延長後)
申告所得税	令和2年3月16日	令和2年4月16日	令和2年5月15日
個人事業者の消費税	令和2年3月31日	令和2年4月16日	令和2年5月19日
贈与税	令和2年3月16日	令和2年4月16日	令和2年5月15日

感染の拡大状況を踏まえ、4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けることとなりました。

4月16日まで

- ・個人の青色申告の承認申請
- ・前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- ・個人の申告(道府県民税及び市町村民税・事業税・事業所税)
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・国外財産調書の提出

法人税等の一括延長の対象とされていない手続について

法人税等についても新型コロナウイルス感染症の各地での感染拡大を踏まえ、申告や納付等の期限について、個別に延長が認められる場合があることが公表されています。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQは、国税庁ホームページにてご覧ください。





テーマ

令和2年3月期決算の留意事項

令和2年3月期(事業年度平成31年4月～令和2年3月)の決算期を迎えました。そこで今回の決算から適用される主な改正事項、留意事項をまとめました。

1 中小企業者の範囲の見直し

「中小企業者等の法人税率の特例」などの対象となる租税特別措置法上の中小企業者には基本的に資本金1億円以下の法人が該当します。しかし令和元年度税制改正により中小企業者の範囲について見直しが行われ、資本金等が1億円以下でも『みなし大企業』や適用除外事業者に該当する場合は中小企業者から除外されることになりました。

(1) 適用除外事業者の除外等

その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額(ここでいう所得金額とは各事業年度における欠損金の繰越控除適用後の金額をいいます。)の年平均額が15億円を超える中小企業者は「適用除外事業者」に該当し、租税特別措置法上の中小企業者向けの特別措置の適用に一定の制限がかかります。

(2) 『みなし大企業』の範囲の見直し

資本金または出資金の額が1億円以下の法人のうち、以下のいずれかに該当するものを『みなし大企業』といいます。

- ① その発行済株式等の2分の1以上が同一の「大規模法人」に所有されている法人
- ② その発行済株式等の3分の2以上が複数の「大規模法人」に所有されている法人

1. 自己の株式または出資の除外

発行済株式等の範囲から自己株式等を除外することとされました。自己株式を所有している場合、株主構成に変動がなくても『みなし大企業』に該当します。

[改正前] $200/500 < 50\%$ (株式総数500の内100自己株式) ⇒ みなし大企業に該当しない
 [改正後] $200/500 - 100 = 50\%$ ⇒ **みなし大企業に該当する**

2. 大規模法人の範囲の追加

「大規模法人」の範囲が広がりました。大規模法人の範囲は以下のとおりです。

- A 資本金等1億円超の法人(資本金を有しない場合は常時使用従業員数が1,000人超の法人)
- 改正** B 大法人の100%子法人(間接保有の100%子法人も含まれる)
- 改正** C 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人

※大法人…資本金が5億円以上の法人。相互会社もしくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超)



3. 大規模法人の範囲の縮小

「中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除等」など一定の租税特別措置については、いわゆる事業継承ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を「大規模法人」の所有する株式等から除くこととされました。

(3) 「みなし大企業」及び「適用除外事業者」が制限を受ける中小企業者向け特例措置

中小企業者向けの特例税制	みなし大企業	適用除外事業者
・中小企業者等の軽減税率の特例(措法42の3の2)	適用可※ (15%可)	適用不可※ (本則の19%適用)
・中小企業者等の一括評価貸倒引当金の特例(措法57の9)	適用可※	適用不可※
・交際費の定額控除(措法61の4②)	適用可※	適用可※
・中小企業者の欠損金の繰戻し還付(措法66の13)	適用可※	適用可※



<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制（措法42の4④） ・高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の税制のうち中小企業者等のみ適用される規定（措法42の5②） ・中小企業投資促進税制（措法42の6①） ・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却または税額控除（措法42の11の3①） ・商業等活性化税制（措法42の12の3①） ・中小企業経営強化税制（措法42の12の4①） ・賃上げ等に係る税制のうち中小企業者等のみ適用される規定（措法42の12の5②） ・法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑥） ・被災代替資産等の特別償却（措法43の3①②） ・特定事業継続力強化設備等の特別償却（措法44の2①） ・特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45②） ・少額減価償却資産の取得価格の損金算入特例（措法67の5①） 	適用不可	適用不可
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	------

※大法人による完全支配関係がある法人については適用に制限がかかる。



2 定期保険等の保険料の取り扱いに関する改正

過度な節税効果を持つ保険商品を規制するため、国税庁は以下のとおり法人税基本通達の一部改正を行いました。

- ① 令和元年7月8日以後契約分の定期保険等で、最高解約返戻率が50%超のものについては、以下のとおり保険料の一部を資産計上することが原則とされました。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額(残額が損金)
50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間	当期分支払保険料×40%
70%超85%以下		当期分支払保険料×60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間の終了日等	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)



- ② 令和元年10月8日以後契約分の解約返戻金相当額の無い短期払いの定期保険または第三分野保険（短期払いがん保険等）について、支払事業年度で損金算入を認められるためには、年間支払保険料が30万円以下であることが要件の一つとされました。

3 消費税複数税率への対応

令和元年10月に消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施され、消費税及び地方消費税の税率は標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率となりました。これに伴い、改正以降の課税売上高及び課税仕入等の金額についてその取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。また、10月前後の取引の適用税率、経過措置の適用の有無、軽減税率対象の範囲などを再確認し、税率ごとに適切に集計できるようにしましょう。

誤り事例
1 令和元年10月1日以後終了課税期間の消費税申告で 旧様式 を使用して申告 ⇒旧税率8%適用分、軽減税率8%適用分及び標準税率10%適用分の取引があるが、旧税率8%適用分のみ申告
2 令和元年10月1日以後終了課税期間の消費税申告で 旧税率適用分のみ の申告 ⇒①上記1と同様 ②旧税率8%適用分、軽減税率8%適用分及び標準税率10%適用分の取引があるが、全旧税率8%適用分として計算
3 令和元年9月30日以前開始課税期間の消費税申告で 旧税率適用分がない 申告 ⇒旧税率8%適用分、軽減税率8%適用分及び標準税率10%適用分の取引があるが、旧税率8%適用分を軽減税率8%適用分として計算

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策等が各省庁より発表されています

経済産業省

4月9日現在



資金繰りについて(信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の資金繰りを支援)

保証

- ・**セーフティネット保証4号・5号**・・・経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度 ※詳しい条件や内容は[経済産業省・中企庁HP](#)よりご確認ください
- ・**危機関連保証**・・・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証 ※一部保証対象外の業種があります

【ご利用の流れ】

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主は主たる事務所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申し込みをしてください
※ご利用には、別途、金融機関・信用保証協会による審査があります
※保証制度の詳細については、お近くの[信用保証協会](#)までお問い合わせください

融資

大きく分けて、3段階の支援を実施

- ・**実質無利子融資** **新型コロナウイルス感染症特別貸付** ①
危機対応融資 ② } + **特別利子補給制度** ③
- ・**金利▲0.9%引き下げ** **新型コロナウイルス感染症特別貸付** ①
危機対応融資 ② } 又は **マル経融資** ④
- ・**金利引き下げ無し** **セーフティネット貸付** ⑤



	貸付名称	金利等	対象要件等	問い合わせ先
①	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	金利当初3年 ▲0.9%引き下げ	売上高▲5%以上減少 ※個人事業主については柔軟に対応	日本政策金融公庫 事業資金相談窓口 0120-154-505
②	危機対応融資	金利当初3年 ▲0.9%引き下げ	売上高▲5%以上減少 ※個人事業主については柔軟に対応	商工組合中央金庫 相談窓口 0120-542-711
③	特別利子補給制度	①②により借入を行った中小企業等に対する利子補給	・個人事業主:要件なし ・小規模事業主: 売上高▲15%減少 ・中小企業者: 売上高▲20%減少	中小企業金融相談 窓口 03-3501-1544
④	新型コロナウイルス対策 マル経融資	最大1000万円の範囲内で金利当初3年 ▲0.9%引き下げ	最近1か月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者※商工会・商工会議所の経営指導を受ける事が条件	日本政策金融公庫の本支店またはお近くの商工会・商工会議所
⑤	セーフティネット貸付	基準金利	売上高等の条件はなし	日本政策金融公庫 事業資金相談窓口 0120-154-505

助成金

・**雇用調整助成金の特例措置**・・・新型コロナウイルスの感染拡大によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の一時休業、または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成する制度
(問い合わせ先:最寄りの都道府県労働局、詳細は [厚生労働省 雇用調整助成金](#) で検索)

・**小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援**・・・新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金の制度
(問い合わせ先:相談コールセンター0120-60-3999、詳細は [新型コロナ 休暇支援](#) で検索)

国税庁・財務省

納税が困難な方には、税務署に申請することにより納税が猶予されます



新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています

税制上の措置(案)

- ・売上減の企業に対し、国税を無担保・延滞税なしで1年間納税を猶予する特例
- ・欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります

※詳細は [財務省HP 税金関係「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置\(案\)」](#)
[国税庁HP「ご新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」](#) 等でご確認ください

その他



<p>新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合</p>	<p>法務省 コロナ 総会 で検索 「定時株主総会の開催について」にて定時株主総会の開催時期の解釈を示しています</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公益法人が各種会議(理事会・社員総会・評議員会等)の開催や、定期的に作成する書類の各行政庁への提出が難しい場合</p>	<p>公益法人 information サイト内 (https://www.koeki-info.go.jp/) 令和2年3月30日「公益認定等委員会だより(第97号)」に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせが掲載してあります</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に関連して、社会福祉法人の理事会や評議員会等の開催、指導監査が困難な場合</p>	<p>全国社会福祉協議会 HP お知らせ 新型コロナウイルス関連情報に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」が掲載されています</p>



甲突河畔の桜も花見客が少なくて張り合いがないのか今一つの様子です。緊急事態宣言が7つの自治体に出されて終息の見えないコロナ禍です。

とうとう鹿児島でも感染者が発生しました。まだ四月七日現在で三名とはいえ、より身近な危機に感じ、感染拡大地域で生活している方々の日々の緊張はいかばかりかと親戚、友人たちの身が案じられます。

鹿児島で感染者が出たと知ったとき自分の頭に浮かんだのは「やっぱり鹿児島の外から来た人か」ということでした。そしてそのことで自分自身の中にも「感染症がもたらす差別と偏見の芽」があることを自覚しました。

感染症の歴史は、病魔の恐怖とそれを克服する医学の発展の歴史であるとともに差別と偏見の歴史でもあります。

日本赤十字社の公表しているリーフレットに『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～』として、感染症そのものだけでなくその感染症が生み出す第二第三の感染症について警鐘を鳴らしています。

感染症が蔓延する場合、第一の感染症は「病気そのもの」ですが、命を脅かす感染症への本能的な恐怖が第二の感染症「不安と恐れ」を生み、不安や恐れを目に見える対象（特定の人、地域、職業など）を分かりやすい敵とみなして差別し遠ざけることで解消しようとしてしまうという第三の感染症「嫌悪、偏見、差別」を生み出すという負のスパイラルに陥りがちであるといえます。

感染症には、このような危険性があるからこそWHOの感染症の名称決定に関するルールでは、差別や偏見を生むとして地名や人物、動物にちなんだ名前は使えないとしています。（かつてのスペイン風邪や鳥インフルエンザなど）

日米の政治家が意図的に〇〇ウィルスと呼ぶのはまさに、第三の感染症を蔓延させる行為であってもってのほか、と言わざるを得ません。

それはさておき、赤十字社のリーフレットではこの感染症の負のスパイラルを断ち切るための対策も示しています。第一の感染症を防ぐために一人一人が衛生行動を徹底すること、第二の感染症である不安や恐れに振り回されないために気づく力、聴く力、自分を支える力を高めること、第三の感染症である差別や偏見をふせぐために、不確かな情報に踊らされないこと、差別的な言動に同調しないことです。

また、この事態に対処しているすべての人をねぎらい、敬意を払うこととしています。

先の見えない状況に不安や不満が募り、私自身も含めて誰の心にも育ちうる「差別の樹」を育てないために、状況を正しく判断する知性と不安や恐れを自制する強さとお互いを思いやり助け合う優しさを養いたいものです。

ほんの数か月前の当たり前の日常がどんなにありがたいものだったのか身に染みて感じるこの頃です。皆様もお大事にお過ごしください。



つばめ来る去年と同じ顔をして



美恵野

編集後記

本来なら、花や緑を感じられる季節の到来にワクワクする時期ですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、不安感や閉塞感が影を落としています。各方面で自粛が求められ、いつも通りの生活ができないなか、改めて普段の生活のありがたさを感じる毎日です。

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 関 伊集院 福留 東崎 安藤 常山 堀ノ内 鶴田

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

